

四半期報告書の提出期限延長承認のお知らせ

平成 25 年 10 月 28 日

会 社 名 : アメリカン・インターナショナル・グループ・インク

コード番号 : 8685 東証 1 部 (外国)

アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（「AIG」）は、四半期報告書の提出期限につき、平成 25 年 10 月 25 日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認（包括承認）をいただきましたことをご報告いたします。

1. 延長された四半期報告書の提出期限

- ・本来の提出期限（各四半期終了後 45 日以内）

第 1 四半期会計期間（1 月 1 日から 3 月 31 日まで）の場合：5 月 15 日（注）

第 2 四半期会計期間（4 月 1 日から 6 月 30 日まで）の場合：8 月 14 日（注）

第 3 四半期会計期間（7 月 1 日から 9 月 30 日まで）の場合：11 月 14 日（注）

（注）但し、当該日が「行政機関の休日」（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に定める意味を有します。）にあたる場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当しない日とします。

- ・延長が承認された提出期限（各四半期終了後 70 日以内）

第 1 四半期会計期間の場合：6 月 9 日

第 2 四半期会計期間の場合：9 月 8 日

第 3 四半期会計期間の場合：12 月 9 日

上記延長後の期限は、いずれも、各四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る下記申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を、各四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限までに関東財務局長に対して提出することが条件とされています。

2. 延長を必要とする理由

AIG は、米国デラウェア州法の下で設立された会社であり、1934 年証券取引所法およびその規則に基づき、各四半期会計期間経過後 40 日以内に四半期報告書（「Form 10-Q」）を米国証券取引委員会に対して提出することが求められております。また、日本国内で提出すべき四半期報告書を作成するためには、本国で開示された上記 Form 10-Q の該当する箇所を翻訳し、必要な書類を作成するため、本国における開示手続完了から一定の期間が必要になることが見込まれます。そのため、AIG は、予め関東財務局長に対して四半期報告書の提出期限の延長の包括承認を申請し、この度、上記のとおり承認を受けました。

3. 平成 25 年度第 3 四半期に係る四半期報告書について

AIG は、当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を、上記第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限（平成 25 年 11 月 14 日）までに関東財務局長に対して提出する予定です。

以上